



ケアマネジャーには介護保険制度上 できないことがあります



金銭管理をしてほしい

ケアマネジャーは、サービス利用の調整のため、ご本人の年金などの収入や生活上の支出を把握することで、どの程度、介護保険サービス等が利用できるかお聞きすることはありますが、お金の預かりや管理はできません。ご本人が自分で金銭管理ができない時には、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用しましょう。

部屋の片づけ・ゴミ出し・掃除・買い物等の家事

ご自身で行うことが困難な場合は、訪問介護による生活支援や保険外のサービス、民間の宅配や移動販売等を利用しましょう。

日常的な安否確認、
行方不明時の捜索

税金などの手続きや支払い
(福祉サービスの利用や利用料支払いの手続きを含む)

携帯電話の
操作や手続き

庭の芝刈り・草むしり

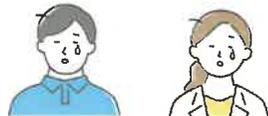
これらもケアマネジャーの
本来の業務では
ありません(一例)

害虫・ネズミの駆除

病院送迎や付き添い

家屋の修理

死後事務



救急車への同乗

ケアマネジャーの業務は、介護保険サービスを利用できるようにサポートすることです。ケアマネジャーが本来の業務ではないことをすることで、ケアマネジャーの専門性を発揮した支援に支障が生じることとなります。

福岡市福祉局事業者指導課 福岡県介護支援専門員協会



令和8年3月発行

ケアマネジャーの

業務と役割



ケアマネジャー(介護支援専門員)とは?

介護保険制度に基づき、介護を必要とする方が、
できる限り自立した生活を送ることができるよう、
適切にサービスを受けるための支援をする
専門職です。

福岡市福祉局 福岡県介護支援専門員協会



音声コード